

産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入 札 説 明 書

この入札説明書は、福岡県が発注する産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務の委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 6 年 12 月 25 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務

(2) 委託業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

(3) 委託業務場所

指定場所

3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 1 月 20 日（月曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	なし	サービス業種、その他	A A, A、B

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線 2244

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年1月20日（月曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、契約期間において当該委託業務を行うにあたり要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年1月21日（火曜日）開封《産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年1月21日（火曜日） 午前10時20分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価(消費税込みの金額)に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保(銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの)を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、各見積単価(消費税込みの金額)に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の100分の5以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価(消費税込みの金額)に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(消費税込みの金額)に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入

札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ各見積単価に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計が最も安価な者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	履行場所	指定場所	契約履行 期 限	令和8年3月31日
品 名		規 格	年間見込数量	備 考	
1	廃タイヤ収集運搬	1回あたり	1回		
2	廃タイヤ処分	1kgあたり	1kg	1回4200kg程度	
3					
4					
5					
6					
合 計					

参 考

- 収集にかかる費用等、収集運搬にかかる全ての費用を含めて見積もること
マニフェスト用紙代含む
なお、収集運搬に係る費用については、車両数台で収集運搬した場合であっても、1回分として見積もること
- 年間処分見込み量
29,400kg(年7回程度)
- 収集場所
福岡県警察車両整備工場
糟屋郡久山町大字久原2780-3
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された見積単価に当該単価の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札単価とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
また、全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ各単価×各見込数量の総額が最も安価な額となる見積単価を提示した者を落札者とする。
- 詳細は別紙「廃タイヤ収集運搬・処分委託業務仕様書」のとおり
なお、業者決定にあつては、産業廃棄物の収集運搬と処分業の許可証の写しを提出すること。ただし、いずれか一方の許可しか受けていない場合は、他方の許可を受けている者との「業務提携書」を提出すること。
- 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに議会において可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

廃タイヤ収集運搬・処分委託業務仕様書

1 業務委託の概要

福岡県警察車両整備工場から発生する廃タイヤ収集・運搬し、産業廃棄物として適正に中間処分並びに最終処分を行うものとする。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し、関連する諸法令に従って適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分に配慮するものとする。

2 産業廃棄物（廃タイヤ）の排出見込量

約 29,400 kg

1回の排出見込量は概ね4,200 kg とするが、あくまでも過去の実績等により算出した見込量であり、月により大幅に変動することがある。

なお、回収見込は令和7年度中7回程度を見込んでいるが、変更となる場合がある。

3 廃棄方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処分・処理を行うこと。

4 排出場所

福岡県警察車両整備工場

糟屋郡久山町大字久原2780-3

5 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 契約方法

排出量は月により増減するため、収集運搬にかかる費用は1回(令和7年度内7回程度)あたり、処分費用については、1kgあたりの単価契約とし、支払いにあたっては、処分単価に該当月の処分量を乗じた額に収集運搬費を加えた額とする。

7 収集方法

産業廃棄物（廃タイヤ）の収集等の収集日、作業時間については、県警担当者と協議の上決定し、実施することとする。

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

本業務の実施にあたり、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の発行は、委託者が責任をもって行うが、マニフェストの必要事項の記載は、受託者が代行（マニフェストの準備を含む。）することとし、福岡県警察車両整備工場に提出すること。

9 特記事項

- (1) 搬出作業は全て受託者が行うこと。
- (2) 受託者は廃棄物の取扱いについて、許可を受けた範囲内で適正に業務を行うこと。
- (3) 収集作業完了の確認は、県警担当者の立会いのもとに行わなければならない。

- (4) 業務に伴う必要経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受託者がその損害を賠償すること。また従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受託者が全責任を負うものであること。
- (6) 受託者は、安全対策を怠らないこと。
- (7) 運搬に際しては、産業廃棄物を飛散、落下させないための措置をとること。
- (8) この業務に際して知り得た情報は、一切外部に漏らしてはならない。また、契約期間終了後及び契約解除後においても同様とする。

また、知り得た情報が外部に漏れた場合、又は当作業により運搬する廃棄物が紛失し、委託者が損害を受けた場合は、受託者において全責任を負うこと。

- (9) 産業廃棄物の処理に関する許可事項に変更があった場合は、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

質 問 受 付 実 施 要 領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和6年12月25日（水曜日）から令和7年1月14日（火曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X又はメールで提出すること。
提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2244）

担当：岩野

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年1月16日（木曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(警察本部会計課出納係)

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

(産業廃棄物(廃タイヤ)処理業務)

番 号	質 問 事 項

担当者 担当部署
担当者名
連絡先 電 話 : () -
F A X : () -

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(岩野)092-641-4141(内線2244)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書 (見積書) (請書)

¥

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
廃タイヤ収集運搬	1回あたり	1回			
廃タイヤ処分	1kgあたり	1kg			
合 計					

上記のとおり入札 (見積) いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 第3条の規定に違反する行為 (私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。) があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書（見積書）（請書）

¥ 単価見積

単価見積と記入してください

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
廃タイヤ収集運搬	1回あたり	1回	〇〇〇〇〇		
廃タイヤ処分	1kgあたり	1kg	〇〇〇〇〇		
合計					

各税抜単価を記入してください

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住所 福岡市博多区〇〇〇丁目〇ー〇
株式会社〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

代表取締役 〇〇 〇〇
又は

代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 〇〇 〇〇(※委任状が必要)

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)
- 3 私の責任において契約を解除されたとき、10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をいたしません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行して遅延日数に応じ1年につき、未納部分の延滞金を支払います。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

産業廃棄物(廃タイヤ)処理業務契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（様式例）

委 任 状

提出日を記載

令和▲▲年▲▲月▲▲日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所 福岡市博多区〇〇一丁目-1-1

会社名 株式会社□□□□

氏 名 代表取締役 ▲▲ ▲▲

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名



(委任事項)

産業廃棄物(廃タイヤ)処理業務契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

入札書提出日～開札日を記載

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書（案）

[収集・運搬業者用]

排出事業者 _____ 福岡県 _____ : (以下「委託者」という。)
と、
収集・運搬業者 _____ : (以下「受託者」という。)
は、

委託者の事業場（福岡県警察車両整備工場 福岡県糟屋郡久山町大字久原2780-3）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：福岡県

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

2 委託する産業廃棄物の種類、数量

委託者が、委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック

年間見込数量：29,400kg

3 第2条第2項の産業廃棄物の搬入先

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、下記の処分業者の事業場に搬入する。

【産業廃棄物】

事業場の名称：

所在地：

都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：

許可の条件：

許可番号：

4 収集運搬過程における積替及び保管

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替及び保管を行わない。

5 マニフェスト

委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、受託者に交付する。受託

者は、このマニフェストと廃棄物とともに処分業者に回付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 委託者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に速やかに書面をもってその変更の内容及び程度 of 情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受託者と協議の上、定めることとする。

(義務と責任)

第4条

1 (委託者)

- (1) 委託者は、受託者から要求があった場合は、第3条によるもののみならず、受託者の要求に従い、収集・運搬業務を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。
- (2) 委託者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生じる恐れがある場合には、受託者は委託物の引取りを拒むことができる。この場合において委託者は委託料の支払い義務を免れず、他に傷害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (3) 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

2 (受託者)

- (1) 受託者は、法令及びこの契約に従い、委託者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を履行するほか、交通及び公害防止関係法規制並びに条例を遵守し、事故防止及び環境保全に努める責任を負う。
- (2) 受託者は、委託者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
- (3) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者の受ける影響が最小限となるように努力する。

(業務終了報告及び検査)

第5条 受託者は、業務が終了した後、速やかに業務終了報告書(以下「報告書」という。)を作成し委

託者に提出する。ただし、報告書は、マニフェストをB2（運搬終了）票まで提出することで代えることができる。

2 委託者は、報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行う。また、必要に応じて実地検査を行う。

3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 第2項の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

（契約金額・支払い）

第6条 委託者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する処理委託料は、「 円/1回（うち消費税及び地方消費税 円）」とする。

2 受託者は、委託者から第5条第2項の規定による検査に合格した旨の通知があった後、適法な請求書により、料金の支払を委託者に請求する。

3 委託者は、受託者から前項の請求があったときは、その日から30日以内に受託者に支払わなければならない。

4 受託者の請求金額は収集運搬の回数に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額（円未満切捨て）とする。

（契約保証金）

第7条 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（契約不適合責任）

第8条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、履行完了から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

（再委託の禁止）

第9条 受託者は、委託者から受注した業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に委託者の承認を得て、法令の定める委託基準に従い、業務を再委託する場合はこの限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第10条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したとき

は、特段の理由がある場合を除き、受託者の処理委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、処理委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(仕様の変更)

第11条 委託者又は受託者は、必要がある場合は業務の仕様を変更することができる。この場合において、処理委託料又は契約期間を変更するとき、又は見込回収数に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 委託者及び受託者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責めを負わない。

- (1) 受託者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
 - (2) 履行に関し、不正の行為があったとき。
 - (3) 差し押さえ、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。
 - (2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
 - (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 第10条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - (9) 第10条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したと

き。

(10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前項の規定にかかわらず、委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその賠償の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為（受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第 15 条 前二条の規定により委託者がこの契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、収集運搬の見込回収数に第 6 条第 1 項に記載の処理委託料を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、委託者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 1 項に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 7 5 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

（賠償の予定）

第 15 条の 2 受託者は、第 14 条第 3 項の規定により委託者が契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かを問わず、収集運搬の見込回収数に第 6 条第 1 項に記載の処理委託料を乗じた額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（暴力団排除）

第 16 条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、収集運搬の見込回収数に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第17条 第13条、第14条及び前条に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。
(受託者の催告による解除権)
- 第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の催告によらない解除権)
- 第19条 受託者は、第11条の規定による仕様変更により、収集運搬の見込回収数に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第20条 第18条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。
(契約解除後の未処理産業廃棄物の取扱い)
- 第21条 契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないもの（以下「未処理産業廃棄物」という。）があるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受託者の責に帰すべき理由により委託者が契約を解除した場合、受託者は、契約が解除された後も、未処理産業廃棄物に対するこの契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理産業廃棄物の収集運搬業務を自ら遂行するか、又は、委託者の承諾を得た上で、許可を有する他の業者（以下「他の業者」という。）に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (2) 前号において受託者が他の業者に自己の費用をもって未処理産業廃棄物の収集運搬業務を行わせる場合、他の業者に対する報酬を支払う資金が受託者がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 前号の場合、委託者は、他の業者に対し、差し当たり、委託者の費用をもって、受託者のもとにある未処理産業廃棄物の収集運搬業務を行わせるものとし、受託者に対して、委託者が負担した費用の償還を請求することができる。

(4) 委託者の責に帰すべき理由により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理産業廃棄物を、委託者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者の事業所に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(遅滞損害金)

第22条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日数に応じ、収集運搬の見込回収数に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(契約期間)

第24条 この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(予算の減額及び削除に伴う解除等)

第25条 この契約締結日の属する年度において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第27条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡県知事 服部 誠太郎

受託者

誓約書(案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書第16条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第16条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、収集運搬の見込回収数に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の合計の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

業務提携書

収集・運搬業者（商号又は名称）	
処分業者（商号又は名称）	

上記の収集・運搬業者及び処分業者（以下「業務提携者」という。）は福岡県が発注する産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務を受注するにあたり、次のとおり業務を提携する。

- 1 業務提携者は、業務に支障が生じないように連絡調整、連携等を図りながら、法令等に基づき適正に業務を提携するものとする。
- 2 業務提携者は、提出された見積書に記載の単価をもって、それぞれが福岡県と契約を締結するものとする。
- 3 業務提携の期間は、令和7年4月1日から令和8年5月31日までとする。
- 4 業務提携に必要なその他の条件については、業務提携者の間で別途定めるものとする。

この業務提携を証するため本書3通を作成し、業務提携者はそれぞれに記名押印の上、各1通を保有するとともに、1通を福岡県に提出するものとする。

令和 年 月 日

(収集・運搬業者)

住 所
名 称
代表者氏名

Ⓔ

(処 分 業 者)

住 所
名 称
代表者氏名

Ⓔ

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 ⑩

当社は、以下のとおり、産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務に関する代金の請求及び受領に関する一切

の権限を業務提携先である から委任を受けていることを証します。

.....

委 任 状

令和 年 月 日

様

住 所
会 社 名
代表者氏名 ⑩

下記業務の代金の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

件名 産業廃棄物（廃タイヤ）処理業務

産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書（案）

[処分用]

排出事業者 福岡県 : (以下「委託者」という。) と、
処分業者 福岡県 : (以下「受託者」という。) は、委託者の事業所（福岡県警察車両整備工場 福岡県糟屋郡久山町大字久原2780-3）から排出される産業廃棄物の処分に
関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎ 処分に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市:

許可の有効期限: 令和 年 月 日

事業区分:

産業廃棄物の種類:

許可番号:

2 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類: 廃プラスチック

年間見込数量: 29,400kg

3 処分の場所、方法及び処理能力

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 :

所在地 :

処分の方法 :

施設の処理能力 :

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を別紙1のとおりとする。受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

5 搬入業者

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

【産業廃棄物】

氏名 :

住所 :

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：

許可の条件：

許可番号：

6 保管

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第24条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面により 受託者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱の注意事項

2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 委託者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受託者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照）。

(義務と責任)

第4条

1 (委託者)

(1) 委託者は、受託者の要求があった場合は、第3条によるもののみならず、受託者の要求に従い、処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無及び臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

(2) 委託者は、処分を委託する産業廃棄物に処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生じる恐れがある場合には、受託者は委託物の引取りを拒むことができる。この場合において委託者は委託料の支払い義務を免れず、他に傷害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(3) 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

2 (受託者)

(1) 受託者は、法令及びこの契約に従い、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を履行するほか、

公害防止関係法規制並びに条例を遵守し、事故防止及び環境保全に努める責任を負う。

(2) 前号の業務の過程において、法令に違反した業務を行い、または過失によって委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。

(3) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者のその事由を説明し、かつ委託者のおける影響が最小限となるように努力する。

(業務終了報告及び検査)

第5条 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務については、マニフェストE（最終処分終了）票で代えることができるが、契約期間内に提出できない場合は、マニフェストD（処分終了）票で代えることができる。また、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。

2 委託者は、報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行う。また、必要に応じて実地検査を行う。

3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 第2項の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

(契約金額・支払)

第6条 委託者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する処理委託料については、「 $\text{円}/1\text{kg}$ （うち消費税及び地方消費税の額 円 ）」とする。

2 受託者は、委託者から第5条第2項の規定による検査に合格した旨の通知があった後、処理委託料を速やかに委託者に請求するものとする。

3 委託者は、受託者の適法な請求書を受領した日から30日以内に、受託者に処理委託料を支払うものとする。

4 受託者の請求金額は、処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額（円未満切捨て）とする。

(契約保証金)

第7条 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(契約不適合責任)

第8条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、履行完了から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託者から受注した業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に委託者の承認を得て、法令の定める委託基準に従い、業務を再委託する場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の処理委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、処理委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(仕様の変更)

第11条 委託者又は受託者は、必要がある場合は業務の仕様を変更することができる。この場合において、処理委託料又は契約期間を変更するとき、又は見込処分量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 委託者及び受託者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責めを負わない。

(1) 受託者に誠意がなく、完全に契約の履行を終る見込みがないと認めたとき。

(2) 履行に関し、不正の行為があったとき。

(3) 差し押さえ、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

(4) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

(2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

(3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したと

き。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 第10条第1項の規定に違反して処理委託料債権を譲渡したとき。
 - (9) 第10条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
（違約金）

第15条 前二条の規定により委託者がこの契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、委託者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
（賠償の予定）

第15条の2 受託者は、第14条第3項の規定により委託者が契約を解除することができるにおいては、契約を解除するか否かを問わず、見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の100分の20に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
（暴力団排除）

第16条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第17条 第13条、第14条及び前条に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。
(受託者の催告による解除権)
- 第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の催告によらない解除権)
- 第19条 受託者は、第11条の規定による仕様変更により、見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第20条 第18条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。
(契約解除後の未処理産業廃棄物の取扱い)
- 第21条 契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないもの（以下「未処理産業廃棄物」という。）があるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受託者の責に帰すべき理由により委託者が契約を解除した場合、受託者は、契約が解除された後も、未処理産業廃棄物に対するこの契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理産業廃棄物の処分業務を自ら遂行するか、又は、委託者の承諾を得た上で、許可を有する他の業者（以下「他の業者」という。）に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (2) 前号において受託者が他の業者に自己の費用をもって未処理産業廃棄物の処分業務を行わせる場合、他の業者に対する報酬を支払う資金が受託者がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - (3) 前号の場合、委託者は、他の業者に対し、差し当たり、委託者の費用をもって、受託者のもとにある未処理産業廃棄物の処分業務を行わせるものとし、受託者に対して、委託者が負担した費用の償還を請求することができる。
 - (4) 委託者の責に帰すべき理由により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、損害

の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理産業廃棄物を、委託者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者の事業所に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(遅滞損害金)

第 22 条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日数に応じ、見込処分量に第 6 条第 1 項に記載の処理委託料を乗じた額に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365 日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が 100 円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第 23 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(契約期間)

第 24 条 この契約は、有効期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(予算の減額及び削除に伴う解除等)

第 25 条 この契約締結日の属する年度において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であつて、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第 26 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第 27 条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

この契約の成立を証するための本書 2 通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡県知事 服部 誠太郎

受託者

受託者での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）

1 受注者からの最終処分委託先

廃棄物の種類 :
許可番号 :
事業所の名称 :
最終処分場 :
処分方法 :
処理能力 :
処理内容 :

2 受注者での最終品目

番号	再生品目	売却先	事業場名称	処理内容
1				

3 受託者で最終処分

廃棄物の種類 :
許可番号 :
事業場の名称 :
処分場所、処分方法 :
及び施設能力 :

誓約書(案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書第16条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第16条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の合計の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書

[収集・運搬及び処分用]

排出事業者 _____ : (以下「委託者」という。)と、
収集・運搬及び処分業者 _____ : (以下「受託者」という。)は、
委託者の事業所（福岡県警察車両整備工場 福岡県糟屋郡久山町大字久原2780-3）から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎ 収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

◎ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

2 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック

年間見込数量：29,400kg

3 処分の場所、方法及び処理能力

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

番号	氏名	所在地	処理方法	処理能力
1				

5 収集運搬過程における積替え保管

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

6 保管

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第24条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

7 マニフェスト

委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、受託者に交付する。受託者は、この産業廃棄物の処分の都度、このマニフェストを委託者に提出する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 委託者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受託者と協議の上、定めることとする。

(義務と責任)

第4条

1 (委託者)

- (1) 委託者は、受託者から要求があった場合は、第3条によるもののみならず、受託者の要求に従い、収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無及び臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。
- (2) 委託者は、処分を委託する産業廃棄物に処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生じる恐れがある場合には、受託者は委託物の引取りを拒むことができる。この場合において委託者は委託料の支払義務を免れず、他に傷害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (3) 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

2 (受託者)

- (1) 受託者は、法令及びこの契約に従い、委託者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を履行するほか、交通及び公害防止関係法規制並びに条例を遵守し、事故防止及び環境保全に努める責任を負う。
- (2) 前号の業務の過程において、法令に違反した業務を行い、または過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
- (3) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者のその事由を説明し、かつ委託者のおける影響が最小限となるように努力する。

(業務終了報告及び検査)

第5条 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬についてはマニフェストB2（運搬終了）票、処分についてはマニフェストE（最終処分終了）で代えることができるが、契約期間内に提出できない場合は、マニフェストをD（処分終了）票で代えることができる。また、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。

2 委託者は、報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行う。また、必要に応じて実地検査を行う。

3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 第2項の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

(契約金額・支払)

第6条 委託者の委託する産業廃棄物の収集・運搬に関する処理委託料は、 円/1回（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、処分に関する処理委託料は、 円/1kg（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 受託者は、委託者から第5条第2項の規定による検査に合格した旨の通知があった後、適法な請求書により、料金の支払を委託者に請求する。

3 委託者は、受託者から前項の請求があったときは、その日から30日以内に受託者に支払わなければならない。

4 受託者の請求金額は、収集運搬の回数及び処分量に第6条第1項に記載する各処理委託料を乗じた額の合計（円未満切捨て）とする。

(契約保証金)

第7条 福岡県財務規則（昭和39年福岡県財務規則第23号）第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(契約不適合責任)

第8条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契

約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、履行完了から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託者から受注した業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に委託者の承認を得て、法令の定める委託基準に従い、業務を再委託する場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の処理委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、処理委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(仕様の変更)

第11条 委託者又は受託者は、必要がある場合は業務の仕様を変更することができる。この場合において、処理委託料又は契約期間を変更するとき、又は見込回収数量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 委託者及び受託者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責めを負わない。

(1) 受託者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(2) 履行に関し、不正の行為があったとき。

(3) 差し押さえ、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

(4) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

(2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

(3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第 18 条又は第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 第 10 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - (9) 第 10 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為（受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
(違約金)

第 15 条 前二条の規定により委託者がこの契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第 6 条第 1 項に記載の各処理委託料を乗じた額の合計の 100 分の 10 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、委託者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 1 項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 2 項の場合において、第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
(賠償の予定)

第 15 条の 2 受託者は、第 14 条第 3 項の規定により委託者が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第 6 条第 1 項に記載の各処理委託料を乗じた額の合計の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
(暴力団排除)

第 16 条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組

織」という。)であるとき。

- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第6条第1項に記載の各処理委託料を乗じた額の合計の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第13条、第14条及び前条に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。
(受託者の催告による解除権)

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の催告によらない解除権)

第19条 受託者は、第11条の規定による仕様変更により、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第6条第1項に記載の各処理委託料を乗じた額の合計が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。
(契約解除後の未処理産業廃棄物の取扱い)

第21条 契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないもの(以下「未処理産業廃棄物」という。)があるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により委託者が契約を解除した場合、受託者は、契約が解除された後も、未処理産業廃棄物に対するこの契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理産業廃棄物の収集運搬業務を自ら遂行するか、又は、委託者の承諾を得た上で、許可を有する他の業者(以下「他の業者」という。)に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 前号において受託者が他の業者に自己の費用をもって未処理産業廃棄物の収集運搬業務を行わせる場合、他の業者に対する報酬を支払う資金が受託者がないときは、受託者はその旨を

委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 前号の場合、委託者は、他の業者に対し、差し当たり、委託者の費用をもって、受託者のもとにある未処理産業廃棄物の収集運搬業務を行わせるものとし、受託者に対して、委託者が負担した費用の償還を請求することができる。

(4) 委託者の責に帰すべき理由により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理産業廃棄物を、委託者の費用をもって引き取ることを要求し、又は受託者の費用負担をもって委託者の事業所に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(遅滞損害金)

第22条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日数に応じ、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第6条第1項に記載の各処理委託料を乗じた額の合計に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(契約期間)

第24条 この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(予算の減額及び削除に伴う解除等)

第25条 この契約締結日の属する年度において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第27条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受託者

誓約書(案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 産業廃棄物(廃タイヤ)処理委託契約書第16条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。

2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜産業廃棄物（廃タイヤ）処理委託契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第16条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、収集運搬の見込回数及び見込処分量に第6条第1項に記載の処理委託料を乗じた額の合計の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額と契約金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、**消費税込みの金額**となります。

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静粛に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
 - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
 - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思っておりますので、**入札書提出の前日**までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課
出納係 岩野
TEL 092-641-4141(内線 2244)

入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金

見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合は、現金化に手数料を要することがある。この場合の手料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の100分の5以上の額とする。

※

(例) 入札金額がA業務100円（税抜）、B業務200円（税抜）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、入札保証金の金額又は小切手の額面金額は1,100円となる。

※

○計算式

A業務				
100円（入札金額）	×	1.1	=	110円（見積単価）
110円（見積単価）	×	100回（見込数量）	=	11,000円 …①
B業務				
200円（入札金額）	×	1.1	=	220円（見積単価）
220円（見積単価）	×	50回（見込数量）	=	11,000円 …②
(①+②)×5/100		(11,000円+11,000円)×5/100	=	<u>1,100円</u>

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。

ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ （返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）、落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。

保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、（見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の100分の5以上の額とする。

(例) 入札金額がA業務100円（税抜）、B業務200円（税抜）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、保証金額は1,100円となる。

※

A業務			
100円（入札金額）	×	1.1	= 110円（見積単価）
110円（見積単価）	×	100回（見込数量）	= 11,000円 …①
B業務			
200円（入札金額）	×	1.1	= 220円（見積単価）
220円（見積単価）	×	50回（見込数量）	= 11,000円 …②
(①+②)×5/100		(11,000円+11,000円)×5/100= <u>1,100円</u>	

イ 入札保証保険契約における注意事項について

- 被保険者
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎
- 保険期間
入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで
- 契約名
○○○業務委託
- 入札場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室
- 履行又は納入場所
「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) **履行証明書**

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2の(2)のアで示す契約の契約金額が、入札する見積単価（税込）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額よりも100分の20より高い金額であるもの。

※
ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

(例) 入札金額がA業務110円（税込）、B業務220円（税込）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、同規模契約の契約金額は、4,400円より高い金額となる。

A業務			
100円（見積単価）	×	1.1	= 110円（見積単価）
110円（見積単価）	×	100回（見込数量）	= 11,000円 …①
B業務			
200円（見積単価）	×	1.1	= 220円（見積単価）
110円（見積単価）	×	50回（見込数量）	= 11,000円 …②
(①+②)×5/100		(11,000円+11,000円)×20/100	= <u>4,400円</u>

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3 契約保証金

契約単価（税込）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「契約保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約単価（税込）に委託者の示した各見込数量を乗じた金額の100分の10以上の額とする。

(例) 契約単価がA業務110円（税込）、B業務220円（税込）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、契約保証金の金額又は小切手の額面金額は2,200円となる。

※
○計算式

A業務				
110円（契約単価）	×	100回（見込数量）	=	11,000円 …①
B業務				
220円（契約単価）	×	50回（見込数量）	=	11,000円 …②
(①+②)×10/100		(11,000円+11,000円)×10/100	=	<u>2,200円</u>

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価（税込）に委託者の示した各見込数量を乗じた金額の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約単価（税込）に委託者の示した各見込数量を乗じた金額の100分の10以上の額とする。

(例) 契約単価がA業務110円（税込）、B業務220円（税込）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、保証金額は2,200円となる。

○計算式

$$\begin{array}{l} \text{A業務} \\ 110円（契約単価） \quad \times 100回（見込数量） \quad = 11,000円 \quad \dots\text{①} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{B業務} \\ 220円（契約単価） \quad \times 50回（見込数量） \quad = 11,000円 \quad \dots\text{②} \end{array}$$

$$(\text{①}+\text{②}) \times 10 / 100 \quad (11,000円+11,000円) \times 10 / 100 = \underline{2,200円}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記4の(2)のアで示す契約の契約金額が、契約単価（税込）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額よりも100分の20より高い金額であるもの。

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積単価（税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

(例) 契約単価がA業務110円（税込）、B業務220円（税込）で委託者が示した各見込数量がA業務100回、B業務50回の場合、同規模契約の契約金額は、4,400円より高い金額となる。

$$\begin{array}{l} \text{A業務} \\ 110円（契約単価） \quad \times 100回（見込数量） \quad = 11,000円 \quad \dots\text{①} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{B業務} \\ 220円（契約単価） \quad \times 50回（見込数量） \quad = 11,000円 \quad \dots\text{②} \end{array}$$

$$(\text{①}+\text{②}) \times 20 / 100 \quad (11,000円+11,000円) \times 20 / 100 = \underline{4,400円}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書										No.		
福岡県知事（財務担当所長） 殿												
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、..... 上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 住所..... 氏名..... <div style="text-align: center;">（記名押印又は署名） 記</div>												
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号			額 面			枚 数		附 属 利 札			
入 札 保 証 金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係 員					課長 財務担当所長	係 員				出納員	
入札保証金を 保管した		年 月 日			出納員		入札保証金を 払戻されたい		年 月 日			課長 財務担当所長
摘要												

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

	No.																																	
<h2 style="margin: 0;">保 管 証 書</h2> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額 (額 面)</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">億</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">万</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ただし.....</p> <p style="margin-top: 10px;">(有価証券は下記内訳のとおり)</p> <p style="margin-top: 10px;">住所.....</p> <p style="margin-top: 10px;">氏名.....殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">証 券 の 銘 柄</th> <th style="width: 20%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 20%;">額 面</th> <th style="width: 20%;">枚 数</th> <th style="width: 20%;">附 属 利 札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">上記のとおり保管しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">福岡県</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">出納員.....</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 職印 <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> </div>		金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札															
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札																														

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

収 入 印 紙	<h1>領 収 書</h1> <p>保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所.....</p> <p>氏名 (記名押印又は署名)</p>
------------	--

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証明者名 AA市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	そ の 他 必 要 事 項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	〇〇〇委託	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証 明 者 名 BB市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印